

**香川県条例第53号**

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 高松港港湾施設使用料					1 高松港港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
1～6 略					1～6 略				
7 野積場使用料	略				7 野積場使用料	略			
	コンテナ用電源	略				冷凍コンテナ用コンセント	1キロワットにつき	21.00	
	略					略			
8 略					8 略				
9 荷役機械使用料	起重機	30分につき	<u>23,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額		9 荷役機械使用料	起重機	30分につき	<u>18,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略					略			
10 略					10 略				
11 港湾環境整備施設使用料	略				11 港湾環境整備施設使用料	略			
	第1駐車場及び第2駐車場	1台につき30分までごとに	<u>100円</u> を超えない範囲で規			第1駐車場及び第2駐車場	1台につき30分までごとに	<u>100</u>	

			則で定め る額	
略				

備考

1～4 略

5 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（プレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。以下同じ。）及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

6 略

7 野積場には、荷さばき地を含む。

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1 略				
2 係船料	係留施設（仁尾港ビジターバース及び詫間港ボートパークの係留施設並びにビジターバースとして利用可能な係留施設を除く。）	略		
略				
	詫間港ボートパークの係留	略		

略				

備考

1～4 略

5 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

6 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1 略				
2 係船料	係留施設（仁尾港ビジターバース及び詫間港ボートパークの係留施設を除く。）	定期船1係留ごとに 不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき 総トン数1トンにつき	2.45 (2.33) 4.90 (4.66)
略				
	詫間港ボートパークの係留	略		

施設				
ビクター バースと して利用 可能な係 留施設	定期船1係留 ごとに	総トン数1 トンにつき	2.45 (2.33)	
	不定期船1係 留ごとに	総トン数1 トンにつき	4.90 (4.66)	
	全長が10メー トル以下のプ レジャーポー ト	1隻につき 1日	1,340円 (県外者 が使用す る場合に あつては、 1,600円)	
	全長が10メー トルを超え、 11メートル以 下のプレジャ ーボート	1隻につき 1日	1,520円 (県外者 が使用す る場合に あつては、 1,810円)	
	全長が11メー トルを超え、 12メートル以 下のプレジャ ーボート	1隻につき 1日	1,710円 (県外者 が使用す る場合に あつては、 2,020円)	
全長が12メー トルを超える プレジャーポ ート	1隻につき 1日	船舶の長 さ1メー トルまで ごとに 160円(県外者が 使用する 場合にあ つては、 180円) として計		

施設

				算した額
3～5	略			
6 野積場使用料	略			
	コンテナ用電源	略		
	略			
7	略			

備考

1～4 略

5 ビジターバースとして利用可能な係留施設とは、ビジターバース以外の係留施設で、一時的な係留を目的としてプレジャーボートを係留することが可能なものとして、知事が公示したものをいう。

6・7 略

8 野積場には、荷さばき地を含む。

3 高松港港湾施設占用料

占用目的	単位	期間	占 用 料			備 考
			係留施設 外郭	野積場 道 路	そ の 他	
略						

備考

1 野積場には、荷さばき地を含む。

2・3 略

4 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに2及び3により計算して得られた額に100分の105を乗じて得た額とする。

5・6 略

4 略

3～5	略			
6 野積場使用料	略			
	冷凍コンテナ用コンセン ト	1キロワッ ト時につき	21.00	
	略			
7	略			

備考

1～4 略

5・6 略

3 高松港港湾施設占用料

占用目的	単位	期間	占 用 料			備 考
			係留施設 外郭	野積場 道 路	そ の 他	
略						

備考

1・2 略

3 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に100分の105を乗じて得た額とする。

4・5 略

4 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。